



# 山形県公報

令和5年12月8日(金)  
第461号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(村山総合支庁地域健康福祉課) …1221
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) …1222
- 指定障害児通所支援事業者の指定に係る事業の廃止……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) …同
- 公共測量の実施の通知……………(農村計画課) …同
- 市町村決定に係る都市計画の変更の図書の写しの縦覧……………(都市計画課) …同
- 公有水面埋立ての免許に係る埋立地の用途の変更の許可の申請……………(空港港湾課) …1223
- 港湾計画の変更の概要……………(同) …1224
- 開発行為に関する工事の完了……………(村山総合支庁建築課) …1226
- 同……………(同) …同

### 病院事業局関係

#### 規 程

- 山形県立病院料金規程の一部を改正する規程……………1227

### 公 告

- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(DX推進課) …同
- 大規模小売店舗の変更の届出……………(商業振興・経営支援課) …1228
- 同……………(同) …1229
- 同……………(同) …1231

## 告 示

### 山形県告示第832号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和5年12月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地                         | 事業所の名称及び所在地                  | 障害福祉サービスの種類 | 指定年月日    |
|------------------------------------------------------|------------------------------|-------------|----------|
| メディカルコミュニティエンパ<br>ワーメント株式会社<br>福島県福島市野田町字中ノ町39<br>番地 | Luna Garden 山形<br>天童市大字清池7番地 | 共同生活援助      | 令和5.11.1 |

**山形県告示第833号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

令和5年12月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地             | 障害福祉サービスの種類 | 廃止年月日     |
|------------------------------|-------------------------|-------------|-----------|
| スタンディ株式会社<br>福島県郡山市中町11番2号   | Ribbon 山形<br>天童市大字清池7番地 | 共同生活援助      | 令和5.10.31 |

**山形県告示第834号**

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

令和5年12月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害児通所支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地     | 事業所の名称及び所在地           | 障害児通所支援の種類 | 廃止年月日     |
|---------------------------------|-----------------------|------------|-----------|
| イデアルファール株式会社<br>酒田市東町一丁目15番地の25 | あらた南<br>酒田市南新町一丁目9番2号 | 放課後等デイサービス | 令和5.11.30 |

**山形県告示第835号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年12月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
鶴岡市井岡地内
- 2 公共測量を実施する期間  
令和5年11月24日から令和6年3月25日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（基準点測量）

**山形県告示第836号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき白鷹町から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和5年12月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称
  - (1) 種類 白鷹都市計画下水道
  - (2) 名称 白鷹町公共下水道
- 2 縦覧の場所  
県土整備部都市計画課

## 山形県告示第837号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第13条の2第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立地の用途の変更の許可の申請があった。

なお、関係書類は、県土整備部空港港湾課及び港湾事務所において、令和5年12月8日から同月28日まで縦覧に供する。

令和5年12月8日

酒田港港湾管理者 山形県

代表者 山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 免許年月日

平成7年4月21日

## 2 免許を受けた者の名称及び住所並びに代表者の氏名及び住所

山形県

山形市松波二丁目8番1号

山形県知事 吉村 美栄子

山形市緑町四丁目3番9号

## 3 埋立区域

## (1) 位置

酒田市大浜二丁目189番4に接する無番地並びに同188番、同246番1、同246番3、同市新町字光ヶ丘119番3及び同119番7に接する国有海浜地の地先公有水面

## (2) 区域

次の各地点のうち、①の地点と②の地点を結ぶ平成5年の秋分の満潮位（D. L + 0.42m）における公有水面と北防波堤との境界線、②の地点から④の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と④の地点を結ぶ平成5年の秋分の満潮位（D. L + 0.42m）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

基点 酒田灯台（北緯38度56分31.60秒 東経139度49分28.60秒）

①の地点 基点 から 208度49分19秒 1,920.48メートルの地点

②の地点 ①の地点から 283度41分30秒 495.07メートルの地点

③の地点 ②の地点から 20度00分00秒 650.00メートルの地点

④の地点 ③の地点から 111度00分00秒 650.00メートルの地点

## (3) 面積

373,117.86平方メートル

## 4 埋立てに関する工事の施行区域

## (1) 位置

酒田市大浜二丁目189番4に接する無番地並びに同188番、同246番1、同246番3、同市新町字光ヶ丘119番3及び同119番7に接する国有海浜地の地内及び地先公有水面

## (2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と⑥の地点を結んだ線により囲まれた区域

基点 酒田灯台（北緯38度56分31.60秒 東経139度49分28.60秒）

①の地点 基点 から 205度01分02秒 1,895.66メートルの地点

②の地点 ①の地点から 282度59分41秒 624.00メートルの地点

③の地点 ②の地点から 254度30分00秒 191.00メートルの地点

④の地点 ③の地点から 20度00分00秒 918.50メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から 111度00分00秒 875.00メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から 209度30分00秒 581.00メートルの地点

## (3) 面積

637,204.62平方メートル

5 埋立地の用途

(1) 変更前

| 用 途         | 配 置                                                                                                              | 規 模        |
|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| ふ 頭 用 地     | 埋立地の北側から中央部にかけての位置                                                                                               | 約20.0ヘクタール |
| 流 通 施 設 用 地 | 埋立地の南東部にあって、緑地①と緑地②と道路用地に囲まれた位置                                                                                  | 約 2.6ヘクタール |
| 業 務 施 設 用 地 | 埋立地の中央部の南側にあって、緑地①と緑地②と緑地③と福利厚生施設用地と道路用地に囲まれた位置                                                                  | 約 3.4ヘクタール |
| 福利厚生施設用地    | 埋立地の中央部のやや西側にあって、業務施設用地と緑地③と道路用地に囲まれた位置                                                                          | 約 1.2ヘクタール |
| 緑 地         | ① 埋立地の西側と南側及び東側外周に位置<br>② 埋立地のやや中央部から南側にあって、流通施設用地と業務施設用地との間に位置<br>③ 埋立地の南西部にあって、業務施設用地と福利厚生施設用地と緑地①と道路用地に囲まれた位置 | 約 8.9ヘクタール |
| 道 路 用 地     | 埋立地の中央部にあって、ふ頭用地と緑地③、福利厚生施設用地、業務施設用地、緑地②、流通施設用地との間に位置                                                            | 約 1.2ヘクタール |

(2) 変更後

| 用 途     | 配 置 | 規 模        |
|---------|-----|------------|
| ふ 頭 用 地 | 埋立地 | 約37.3ヘクタール |

山形県告示第838号

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3の規定に基づく酒田港港湾計画の変更の概要は、次のとおりである。

令和5年12月8日

酒田港港湾管理者 山形県

代表者 山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 変更の概要

令和2年3月県告示第189号によりその概要を公示した酒田港港湾計画について、次のとおり変更した。

(1) 公共埠頭計画

イ 岸壁

| 地 区 名 | 水深（メートル） | バース数  | 変更の内容 |
|-------|----------|-------|-------|
| 外港地区  | 12.0     | 1 バース | 新規計画  |

ロ 埠頭用地

| 地 区 名 | 面 積（ヘクタール） | 変更の内容 |
|-------|------------|-------|
| 外港地区  | 41         | 新規計画  |

## (2) 水域施設計画

## イ 泊地

| 地区名  | 水深（メートル） | 面積（ヘクタール） | 変更の内容 |
|------|----------|-----------|-------|
| 外港地区 | 12.0     | 1         | 新規計画  |

## ロ 航路・泊地

| 地区名  | 水深（メートル） | 面積（ヘクタール） | 変更の内容 |
|------|----------|-----------|-------|
| 外港地区 | 12.0     | 21        | 新規計画  |

## (3) 外郭施設計画

## 防波堤

| 地区名  | 名称      | 延長（メートル） | 変更の内容 |
|------|---------|----------|-------|
| 外港地区 | 防波堤（波除） | 175      | 新規計画  |

## (4) 港湾環境整備施設計画

## 緑地

| 地区名  | 面積（ヘクタール） | 変更の内容     |
|------|-----------|-----------|
| 外港地区 | 21        | 既定計画の変更計画 |

## (5) 土地造成計画

| 地区名  | 面積（ヘクタール） | 用途     |
|------|-----------|--------|
| 外港地区 | 11        | 港湾関連用地 |

## (6) 土地利用計画

| 地区名  | 面積（ヘクタール） | 用途     |
|------|-----------|--------|
| 外港地区 | 57        | 埠頭用地   |
|      | 27        | 港湾関連用地 |
|      | 11        | 工業用地   |
|      | 8         | 交通機能用地 |
|      | 52        | 緑地     |
|      | 5         | 公共用地   |

(7) 海洋再生可能エネルギー発電設備等の設置及び維持管理の拠点を形成する区域（再掲）

イ 岸壁

| 地 区 名 | 水深（メートル） | バース数  | 変更の内容 |
|-------|----------|-------|-------|
| 外港地区  | 12.0     | 1 バース | 新規計画  |

ロ 埠頭用地

| 地 区 名 | 面 積（ヘクタール） | 変更の内容 |
|-------|------------|-------|
| 外港地区  | 8          | 新規計画  |

2 変更後の港湾計画の縦覧の場所

- (1) 山形市松波二丁目8番1号 県土整備部空港港湾課
- (2) 酒田市船場町二丁目5番15号 山形県港湾事務所

**山形県告示第839号**

次の開発行為は、完了した。

令和5年12月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 許可番号

令和5年6月19日 指令村総建第146号

2 開発区域に含まれる地域の名称

第3工区（3-1-4区画）

寒河江市中央工業団地3294番の一部、3295番の一部、3297番の一部、3310番1の一部、3317番の一部、3320番、3321番の一部、3322番の一部、3330番1の一部、3331番2の一部、3331番3の一部、3332番3の一部、3332番4の一部、3332番5の一部、3332番6の一部、3332番7の一部、3432番の一部、3437番の一部、3472番の一部、3474番の一部、3495番の一部、3496番の一部、3497番の一部、3503番、3504番、3507番

3 開発許可を受けた者の住所及び名称

寒河江市中央一丁目9番45号 寒河江市土地開発公社

**山形県告示第840号**

次の開発行為は、完了した。

令和5年12月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 許可番号

令和5年10月5日 指令村総建第224号

2 開発区域に含まれる地域の名称

東村山郡山辺町大字要害字新田原215番15

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東村山郡山辺町大字要害215番地17 布川 郁巳、布川 彩加

病院事業局関係

規程

山形県病院事業管理規程第17号

山形県立病院料金規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年12月8日

山形県病院事業管理者 大澤賢史

山形県立病院料金規程の一部を改正する規程

山形県立病院料金規程（平成15年3月県病院事業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

本則の表中 「インプラント治療料 骨採取料 1回につき 49,610円」を

|           |               |             |         |
|-----------|---------------|-------------|---------|
| インプラント治療料 | 骨採取料          | 1回につき       | 49,610円 |
| 口腔衛生材料    | 歯ブラシ（一般）      | 1本につき       | 120円    |
|           | 歯ブラシ（口腔ケア用）   | 1本につき       | 460円    |
|           | 歯ブラシ（インプラント用） | 1本につき       | 330円    |
|           | スポンジブラシ       | 1本につき       | 50円     |
|           | 湿潤ジェル         | 1本につき       | 1,080円  |
|           | フロス           | 1箱（30本入）につき | 1,650円  |
|           | インプラント歯磨きジェル  | 1本につき       | 1,100円  |
|           | マイルドペースト      | 1本につき       | 1,650円  |
|           | ジェルスプレー       | 1本につき       | 1,870円  |
|           | リフレケア         | 1本につき       | 1,210円  |

に改める。

附則

この規程は、交付の日から施行する。

公 告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和5年12月8日

山形県知事 吉村美栄子

- 落札に係る特定役務の名称及び数量  
山形県県・市町村共同利用電子申請システム提供業務 一式
- 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県みらい企画創造部DX推進課デジタル基盤整備担当  
山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)3394
- 落札者を決定した日 令和5年10月12日
- 落札者の名称及び所在地  
株式会社NTTデータ関西 大阪府大阪市北区堂島三丁目1番21号
- 落札金額 3,861,000円
- 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日  
令和5年9月1日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業振興・経営支援課及び新庄市役所において令和6年4月8日まで縦覧に供する。

令和5年12月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヨークタウンアクロスプラザ新庄

新庄市五日町字清水川1305の5外

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

| 名 称           | 住 所               | 代表者の氏名  |
|---------------|-------------------|---------|
| 株式会社ヨークベニマル   | 福島県郡山市谷島町5番42号    | 真 船 幸 夫 |
| 三菱HCキャピタル株式会社 | 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号 | 柳 井 隆 博 |

(変更後)

| 名 称           | 住 所               | 代表者の氏名  |
|---------------|-------------------|---------|
| 株式会社ヨークベニマル   | 福島県郡山市谷島町5番42号    | 真 船 幸 夫 |
| 三菱HCキャピタル株式会社 | 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号 | 久 井 大 樹 |

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

| 名 称              | 住 所                 | 代表者の氏名  |
|------------------|---------------------|---------|
| 株式会社ヨークベニマル      | 福島県郡山市谷島町5番42号      | 真 船 幸 夫 |
| 株式会社チヨダ          | 東京都杉並区荻窪四丁目30番16号   | 町 野 雅 俊 |
| 株式会社西松屋チェーン      | 兵庫県姫路市飾東町庄266番地1    | 大 村 浩 一 |
| 株式会社マツモトキヨシ東日本販売 | 宮城県仙台市青葉区中央二丁目2番24号 | 高 野 昌 司 |
| 株式会社メガネトップ       | 静岡県静岡市葵区伝馬町8番地の6    | 富 澤 昌 宏 |
| 株式会社ユニクロ         | 山口県山口市佐山10717番地1    | 柳 井 正   |
| 株式会社セリア          | 岐阜県大垣市外渕二丁目38番地     | 河 合 映 治 |

（変更後）

| 名 称              | 住 所                 | 代表者の氏名  |
|------------------|---------------------|---------|
| 株式会社ヨークベニマル      | 福島県郡山市谷島町5番42号      | 真 船 幸 夫 |
| 株式会社チヨダ          | 東京都杉並区荻窪四丁目30番16号   | 町 野 雅 俊 |
| 株式会社西松屋チェーン      | 兵庫県姫路市飾東町庄266番地1    | 大 村 浩 一 |
| 株式会社マツモトキヨシ東日本販売 | 宮城県仙台市青葉区中央二丁目2番24号 | 多 田 将 一 |
| 株式会社メガネトップ       | 静岡県静岡市葵区伝馬町8番地の6    | 富 澤 昌 宏 |
| 株式会社ユニクロ         | 山口県山口市佐山10717番地1    | 柳 井 正   |
| 株式会社セリア          | 岐阜県大垣市外濑二丁目38番地     | 河 合 映 治 |

3 変更年月日

令和5年4月1日

4 届出年月日

令和5年11月21日

5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和6年4月8日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業振興・経営支援課及び三川町役場において令和6年4月8日まで縦覧に供する。

令和5年12月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アクロスプラザ三川  
東田川郡三川町大字猪子字大堰端345外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

| 名 称                | 住 所               | 代表者の氏名 |
|--------------------|-------------------|--------|
| 三井住友ファイナンス&リース株式会社 | 東京都千代田区丸の内一丁目3番2号 | 橘 正 喜  |

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

| 名 称            | 住 所                     | 代表者の氏名 |
|----------------|-------------------------|--------|
| 株式会社大創産業       | 広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号    | 矢野靖二   |
| 本間物産株式会社       | 飽海郡遊佐町比子字白木23番362       | 東海林 誠  |
| 株式会社デンコードー     | 宮城県名取市上余田字千刈田308番地      | 遠藤義行   |
| 青山商事株式会社       | 広島県福山市王子町一丁目3番5号        | 青山 理   |
| 株式会社チヨダ        | 東京都杉並区荻窪四丁目30番16号       | 町野雅俊   |
| 株式会社西松屋チェーン    | 兵庫県姫路市飾東町庄266番地の1       | 大村浩一   |
| 株式会社ツルハ        | 北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目1番21号 | 八幡政浩   |
| 株式会社ザ・フォウルビ    | 東京都千代田区二番町1番地2          | 田中 聡   |
| 株式会社ライトオン      | 茨城県つくば市小野崎260-1         | 藤原祐介   |
| 株式会社ニューライフ・サンワ | 山形市鉄砲町二丁目21番44号         | 早坂智昭   |
| 有限会社クーベラ       | 大阪府大阪市都島区東野田町三丁目7番17号   | 西倉伸一   |
| 株式会社天治堂        | 秋田県湯沢市川連町字掬下151番地       | 高橋秀雄   |
| その他は未定         |                         |        |

(変更後)

| 名 称         | 住 所                     | 代表者の氏名 |
|-------------|-------------------------|--------|
| 株式会社大創産業    | 広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号    | 矢野靖二   |
| 本間物産株式会社    | 飽海郡遊佐町比子字白木23番362       | 東海林 誠  |
| 株式会社デンコードー  | 宮城県名取市上余田字千刈田308番地      | 高橋 淳   |
| 青山商事株式会社    | 広島県福山市王子町一丁目3番5号        | 青山 理   |
| 株式会社チヨダ     | 東京都杉並区荻窪四丁目30番16号       | 町野雅俊   |
| 株式会社西松屋チェーン | 兵庫県姫路市飾東町庄266番地の1       | 大村浩一   |
| 株式会社ツルハ     | 北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目1番21号 | 八幡政浩   |

|                |                       |         |
|----------------|-----------------------|---------|
| 株式会社ザ・フォウルビ    | 東京都千代田区二番町1番地2        | 田 中 聡   |
| 株式会社ライトオン      | 茨城県つくば市小野崎260-1       | 藤 原 祐 介 |
| 株式会社ニューライフ・サンワ | 山形市鉄砲町二丁目21番44号       | 早 坂 智 昭 |
| 有限会社クーベラ       | 大阪府大阪市都島区東野田町三丁目7番17号 | 西 倉 伸 一 |
| 株式会社天治堂        | 秋田県湯沢市川連町字掬下151番地     | 高 橋 秀 雄 |
| その他は未定         |                       |         |

4 変更年月日

令和5年6月15日

5 届出年月日

令和5年11月21日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和6年4月8日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業振興・経営支援課及び天童市役所において令和6年4月8日まで縦覧に供する。

令和5年12月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヨークタウン老野森  
天童市大字老野森404番2

2 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
（変更前）

| 名 称           | 住 所               | 代表者の氏名  |
|---------------|-------------------|---------|
| 株式会社ヨークベニマル   | 福島県郡山市谷島町5番42号    | 真 船 幸 夫 |
| 三菱HCキャピタル株式会社 | 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号 | 柳 井 隆 博 |

(変更後)

| 名 称           | 住 所               | 代表者の氏名  |
|---------------|-------------------|---------|
| 株式会社ヨークベニマル   | 福島県郡山市谷島町5番42号    | 真 船 幸 夫 |
| 三菱HCキャピタル株式会社 | 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号 | 久 井 大 樹 |

## 3 変更年月日

令和5年4月1日

## 4 届出年月日

令和5年11月21日

## 5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和6年4月8日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見